

福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱改正 新旧対照表

新	旧																
<p style="text-align: center;">福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱</p> <p>(目的) 第1条～(対象医療) 第4条 (略)</p> <p>(対象患者)</p> <p>第5条 この事業の対象となる患者は、福岡県に住所を有する者で、前条に掲げる対象医療を必要とする患者であって、次に掲げるすべての要件に該当し、第8条第1項により知事の認定を受けた者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 下表の年齢区分に応じて、それぞれ同表の階層区分に該当する者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年 齢 区 分</th> <th style="width: 80%;">階 層 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">70歳未満</td> <td>医療保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。)が<u>行う</u>限度額適用認定又は限度額適用・標準負担額減額認定の所得額の適用区分がエ又はオに該当する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70歳以上75歳未満</td> <td>医療保険<u>における</u>一部負担金の割合が2割とされている者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75歳以上 (注)</td> <td>後期高齢者医療<u>制度において</u>一部負担金の割合が1割又は2割とされている者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 65歳以上75歳未満であって後期高齢者医療制度に加入している者のうち、一部負担金の割合が1割又は2割とされている者を含む。</p>	年 齢 区 分	階 層 区 分	70歳未満	医療保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。)が <u>行う</u> 限度額適用認定又は限度額適用・標準負担額減額認定の所得額の適用区分がエ又はオに該当する者	70歳以上75歳未満	医療保険 <u>における</u> 一部負担金の割合が2割とされている者	75歳以上 (注)	後期高齢者医療 <u>制度において</u> 一部負担金の割合が1割又は2割とされている者	<p style="text-align: center;">福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱</p> <p>(目的) 第1条～(対象医療) 第4条 (略)</p> <p>(対象患者)</p> <p>第5条 この事業の対象となる患者は、福岡県に住所を有する者で、前条に掲げる対象医療を必要とする患者であって、次に掲げるすべての要件に該当し、第8条第1項により知事の認定を受けた者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 下表の年齢区分に応じて、それぞれ同表の階層区分に該当する者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年 齢 区 分</th> <th style="width: 80%;">階 層 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">70歳未満</td> <td>医療保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。)が<u>発行する</u>限度額適用認定<u>証</u>又は限度額適用・標準負担額減額認定<u>証</u>の所得額の適用区分がエ又はオに該当する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70歳以上75歳未満</td> <td>医療保険<u>者が発行する高齢受給者証の</u>一部負担金の割合が2割とされている者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75歳以上 (注)</td> <td>後期高齢者医療<u>被保険者証の</u>一部負担金の割合が1割又は2割とされている者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 65歳以上75歳未満であって後期高齢者医療制度に加入している者のうち、<u>後期高齢者医療被保険者証の</u>一部負担金の割合が1割又は2割とされている者を含む。</p>	年 齢 区 分	階 層 区 分	70歳未満	医療保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。)が <u>発行する</u> 限度額適用認定 <u>証</u> 又は限度額適用・標準負担額減額認定 <u>証</u> の所得額の適用区分がエ又はオに該当する者	70歳以上75歳未満	医療保険 <u>者が発行する高齢受給者証の</u> 一部負担金の割合が2割とされている者	75歳以上 (注)	後期高齢者医療 <u>被保険者証の</u> 一部負担金の割合が1割又は2割とされている者
年 齢 区 分	階 層 区 分																
70歳未満	医療保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。)が <u>行う</u> 限度額適用認定又は限度額適用・標準負担額減額認定の所得額の適用区分がエ又はオに該当する者																
70歳以上75歳未満	医療保険 <u>における</u> 一部負担金の割合が2割とされている者																
75歳以上 (注)	後期高齢者医療 <u>制度において</u> 一部負担金の割合が1割又は2割とされている者																
年 齢 区 分	階 層 区 分																
70歳未満	医療保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。)が <u>発行する</u> 限度額適用認定 <u>証</u> 又は限度額適用・標準負担額減額認定 <u>証</u> の所得額の適用区分がエ又はオに該当する者																
70歳以上75歳未満	医療保険 <u>者が発行する高齢受給者証の</u> 一部負担金の割合が2割とされている者																
75歳以上 (注)	後期高齢者医療 <u>被保険者証の</u> 一部負担金の割合が1割又は2割とされている者																

福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱改正 新旧対照表

新	旧
<p>4 (略)</p> <p>(指定医療機関) 第5条 ～ (その他) 第13条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和7年3月31日から施行する。</u></p>	<p>4 (略)</p> <p>(指定医療機関) 第5条 ～ (その他) 第13条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>